

令和 7 年度 仕 様 書

委 託 名	流域関連公共下水道水質等調査業務委託
委 託 場 所	川越市大字的場1252番地先ほか15箇所
委 託 大 要	<p>委託大要</p> <p>本委託は、埼玉県流域下水道接続等取扱要綱に基づき、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質等の調査を実施するものである。</p> <p>委託期間</p> <p>契約締結日から令和8年2月20日まで</p>

A-1 第1号内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
1. 人件費 (昼間)					
技師C		人			
技術員		人			
交通誘導警備員A		人			
交通誘導警備員B		人			
小計					昼間人件費
2. 人件費 (時間外)					
技師C		人			
技術員		人			
交通誘導警備員A		人			
交通誘導警備員B		人			
小計					時間外人件費
3. 人件費 (夜間)					
技師C		人			
技術員		人			
交通誘導警備員A		人			
交通誘導警備員B		人			
小計					夜間分割増額
計					

A-4 第1号内訳書

No.	項目	検体数	単価	金額
1	水素イオン濃度	16		
2	生物化学的酸素要求量	16		
3	化学的酸素要求量	16		
4	浮遊物質	16		
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)(動)	16		
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)(鉍)	16		
6	フェノール類(フェノール類含有量)	7		
7	銅(銅含有量)	6		
8	亜鉛(亜鉛含有量)	7		
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	5		
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	5		
11	クロム(クロム含有量)	4		
12	全リン(リン含有量)	16		
13	全窒素(窒素含有量)	16		
14	カリウム(カリウム及びその化合物)	4		
15	全シアン(シアン化合物)	5		
16	鉛(鉛及びその化合物)	9		
17	六価クロム(六価クロム化合物)	7		
18	砒素(砒素及びその化合物)	7		
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	8		
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	2		
21	ポリ塩化ビフェニル	2		
22	有機リン化合物(O-P)	2		
23	トリクロエチレン	5項目の場合	2	
24	テトラクロエチレン	6項目の場合	1	
25	1,1,1-トリクロエタン	7項目の場合	2	
26	1,1,2-トリクロエタン	8項目の場合	1	
27	四塩化炭素	11項目の場合	2	
28	ジクロロメタン	-	-	
29	1,2-ジクロロエタン	-	-	
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	
31	1,1-ジクロロエチレン	-	-	
32	1,3-ジクロロプロペン	-	-	
33	ベンゼン	-	-	
34	1,4-ジオキサン		5	
35	シマジン		2	
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)		2	
37	チウラム		2	
38	セレン(セレン及びその化合物)		3	
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)		8	
40	ほう素(ほう素及びその化合物)		9	
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		16	
42	ヨウ素消費量		16	
43	ダイオキシン類		1	
合 計			280	

流域関連公共下水道水質等調査業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、流域関連公共下水道水質等調査業務委託について必要事項を定め、適正かつ円滑な業務の遂行を図ることを目的とする。

2 委託内容

別表1の流域関連公共下水道接続点16箇所（16検体）の水質及び水量の調査を行う。

調査は24時間（2時間に1回採水）で、採水後、速やかに外観及びpHの測定を行う。また、流量計のデータから流量比による混合試料を作成し、別表2の項目について混合試料の水質を分析する。流量計の故障等により流量が不明の場合は、発注者の指示に従い混合試料を作成する。

なお、調査は全地点原則同一日に実施し、細部については発注者と協議し、その指示に従うこと。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

4 業務実施要領

（1）採水について

採水は4班以上の体制で実施し、採水等調査に従事する者（交通整理除く）は、各班2名以上で十分な経験を有するものとし、労働安全及び道路交通等各種関係法令を遵守すること。

交通整理は専門の者を各班2名以上従事させ、関係法令に従い、必要な場所では一級又は二級検定合格警備員を配置すること。

調査日は、原則10月又は11月の雨の影響のない日とし、日時・場所は、発注者と十分な打ち合わせの上で決定する。

（2）水質分析について

受注者は、計量法（平成4年法律第51号）に規定する物質の濃度に係る計量証明事業について、都道府県知事の登録を受けている者で、分析に従事する者は、十分な経験を有する者とする。

受注者は、原則として別紙「分析項目及び測定方法」に記載されている方法により分析を行い、常に分析精度の確保に努めなければならない。

発注者は受注者の分析体制を確認するため、立入検査を実施することができる。

受注者は、基準値を超える数値が検出された場合、直ちに発注者に報告するものとする。

発注者は分析結果に疑義が生じた場合、発注者が指定する日時及び場所で受注者の環境計量士に説明を求めることができ、受注者はこれに応じるものとする。

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

5 業務開始前の準備

接続点設置の流量計の鍵は、受注者が埼玉県荒川右岸下水道事務所から借用する。

道路使用許可、交通整理に必要なもの及び採水や測定に必要な器具等は、受注者が事前に準備すること。

6 責任者の指定

受注者は、業務が円滑に実施できるよう事前に責任者を定めておくこと。また、発注者と連絡を密にして業務を遂行すること。

7 業務完了報告書等

(1) 結果の報告

業務が完了したときは、次の事項を厳守し、報告書を提出するとともに、発注者の検収を受けるものとする。

*提出期限：採水後70日以内（ただし、発注者の指示する場合は、それに従うこと）

*提出部数：2部（1部は製本していないものを提出）及び電子データ1式

*提出先：川越市上下水道局上下水道管理センター

(2) 報告の内容

報告書には、次の事項を記載すること。

*調査日 *調査地点 *調査項目・方法 *検体の名称、採水年月日及び時刻

*調査結果 *単位 *社名及び代表者氏名（押印） *所在地及び電話番号 *写真

*その他発注者の指示する事項

埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第12条に基づく調査様式の報告書を作成し、提出すること。

(3) 書類等の保管

調査に使用した野帳、その他の書類は、報告書提出後3年間保存し、必要があるときは提出に応じること。

(4) 安全対策について

マンホールに出入りする場合、受注者は、班ごとに酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を1名以上配置し、作業前と作業中は常時、酸素及び硫化水素濃度を測定し記録すること。酸欠の恐れのある地点については、送風機等を使用する等の対策を講ずること。酸素及び硫化水素等の測定結果は記録、保存し、発注者が求めた場合は速やかに提示すること。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を講ずること。調査箇所での採水が困難な場合は、発注者の指示に従うこと。

(5) その他

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

仕様書に定めのない事項及び業務中に生じた疑義については、双方が協議して別途定める。

別表1 調査箇所

No.	処理分区名	場所
1	新河岸第2処理分区	川越市大字的場1252番地先
2	新河岸第3処理分区	川越市大字鯨井1556番地先
3	新河岸第4処理分区	川越市大字鯨井606番地先
4	新河岸第5処理分区	川越市大字山田65番地先
5	新河岸北第6処理分区	川越市大字府川7番地先
6	新河岸第8-1処理分区	川越市大字南田島1757番地先
7	新河岸第9処理分区	川越市大字木野目1589番地先
8	新河岸第10処理分区	川越市大字渋井976番地先
9	久保川第7-2処理分区	川越市南大塚4丁目15番地先

10	不老川第6処理分区	川越市中台元町1丁目5番地先
11	不老川第7処理分区	川越市砂新田1丁目17番地先
12	不老川第8処理分区	川越市大字砂757番地先
13	不老川第9処理分区	川越市大字下新河岸53番地先
14	川越江川第2-1処理分区	川越市大字藤間547番地先
15	川越江川第3-1処理分区	川越市清水町8番地先
16	川越江川第5-1-1処理分区	ふじみ野市元福岡3丁目15番地先

別表2

調査項目

項目	処理分区 新河岸 2	新河岸 3	新河岸 4	新河岸 5	新河岸 北6	新河岸 8-1	新河岸 9	新河岸 10	久保川 7-2	不老川 6	不老川 7	不老川 8	不老川 9	川越江川 2-1	川越江川 3-1	川越江川 5-1-1	合計
アンモニア性窒素、亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素含 有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
生物学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
化学的酸素要求量(酸性法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
浮遊物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
沃素消費量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
カドミウム及びその化合物			○						○	○				○			4
シアン化合物		○	○			○			○		○						5
有機燐化合物			○						○								2
鉛及びその化合物	○	○	○		○	○			○	○	○			○			9
六価クロム化合物		○	○			○			○	○	○			○			7
砒素及びその化合物		○	○		○				○	○	○			○			7
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	○	○				○		○	○	○			○			8
アルキル水銀化合物			○						○								2
ポリ塩化ビフェニル			○						○								2
トリクロロエチレン	○	○	○			○			○	○	○			○			8
テトラクロロエチレン	○	○	○			○			○	○	○			○			8
ジクロロメタン	○	○	○			○			○	○	○			○			8
四塩化炭素	○	○	○			○			○	○	○			○			8
1,2-ジクロロエタン		○	○						○	○	○			○			6
1,1-ジクロロエチレン			○						○								2
シス-1,2-ジクロロエチレン			○						○								2
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○			○			○	○	○			○			8
1,1,2-トリクロロエタン			○						○		○						3
1,3-ジクロロプロペン			○						○								2
チウラム			○						○								2
シマジン			○						○								2
チオベンカルブ			○						○								2
ベンゼン		○	○						○	○	○						5
セレン及びその化合物			○						○					○			3
ほう素及びその化合物	○	○	○		○	○			○	○	○			○			9
ふっ素及びその化合物		○	○		○	○			○	○	○			○			8
1,4-ジオキサン			○						○	○	○			○			5
フェノール類		○	○				○		○	○	○			○			7
銅及びその化合物	○		○			○			○		○			○			6
亜鉛及びその化合物	○	○	○			○			○		○			○			7
鉄及びその化合物(溶解性)			○			○			○		○			○			5
マンガン及びその化合物(溶解性)			○						○	○	○			○			5
クロム及びその化合物			○			○			○		○						4
ダイオキシン類			○														1
合計	20	26	44	10	14	24	12	10	43	27	32	10	10	30	10	10	332

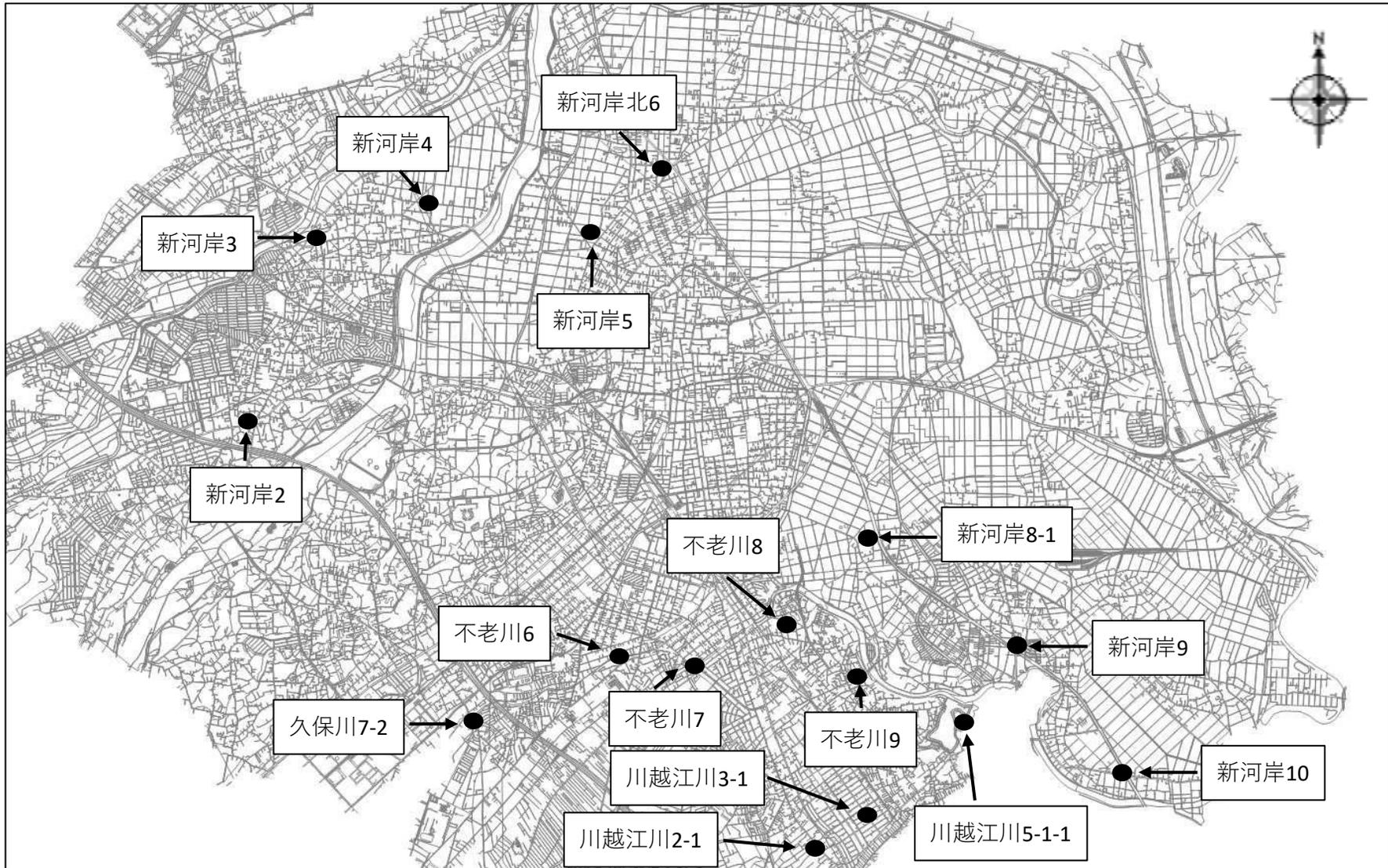
分析項目及び測定方法

No.	分析項目	測定方法
1	水素イオン濃度	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第1号に定める方法
2	生物化学的酸素要求量	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第2号に定める方法
3	化学的酸素要求量	環境庁告示第64号第31号に定める方法
4	浮遊物質量	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第3号に定める方法
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第6号に定める方法
6	フェノール類(フェノール類含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第36号に定める方法
7	銅(銅含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第37号に定める方法
8	亜鉛(亜鉛含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第38号に定める方法
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第39号に定める方法
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第40号に定める方法
11	クロム(クロム含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第41号に定める方法
12	全リン(燐含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第8号に定める方法
13	全窒素(窒素含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第7号に定める方法
14	カドミウム(カドミウム及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第9号に定める方法
15	全シアン(シアン化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第10号に定める方法
16	鉛(鉛及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第12号に定める方法
17	六価クロム(六価クロム化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第13号に定める方法
18	砒素(砒素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第14号に定める方法
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第15号に定める方法
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第16号に定める方法
21	ポリ塩化ビフェニル	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第17号に定める方法
22	有機燐化合物(O-P)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第11号に定める方法
23	トリクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第18号に定める方法
24	テトラクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第19号に定める方法
25	1,1,1-トリクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第25号に定める方法
26	1,1,2-トリクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第26号に定める方法
27	四塩化炭素	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第21号に定める方法
28	ジクロロメタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第20号に定める方法
29	1,2-ジクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第22号に定める方法
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第24号に定める方法
31	1,1-ジクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第23号に定める方法
32	1,3-ジクロロプロペン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第27号に定める方法
33	ベンゼン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第31号に定める方法
34	1,4-ジオキサン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第35号に定める方法
35	シマジン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第29号に定める方法
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第30号に定める方法
37	チウラム	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第28号に定める方法
38	セレン(セレン及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第32号に定める方法
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第34号に定める方法
40	ほう素(ほう素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第33号に定める方法
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第5号に定める方法
42	ヨウ素消費量	下水の水質の検定方法等に関する省令第7条に定める方法
43	ダイオキシン類	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第42号に定める方法

* 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号)

* 環境庁告示第64号:排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

案内図



埼玉県流域下水道接続等取扱要綱第12条に基づく調査様式（その1）

別表

流域下水道流入下水水質調書

市町名		流域幹線名	幹線
接続箇所番号	号	処理区分名	処理区分
試料採年月日	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
実測下水量	m ³ /日	使用承認下水量	m ³ /日
水質分析項目	単位	流入下水の水質	水質分析年月日
外観	—		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L		
水素イオン濃度（pH）	—		
生物学的酸素要求量	mg/L		
化学的酸素要求量（酸性法）	mg/L		
浮遊物質質量	mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 [*]	mg/L		
鉱油類含有量	mg/L		
動植物油脂含有量	mg/L		
窒素含有量	mg/L		
燐含有量	mg/L		
沃素消費量	mg/L		
カドミウム及びその化合物	mg/L		
シアン化合物	mg/L		
有機燐化合物	mg/L		
鉛及びその化合物	mg/L		
六価クロム化合物	mg/L		
砒素及びその化合物	mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		
アルキル水銀化合物	mg/L		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		
トリクロロエチレン	mg/L		
テトラクロロエチレン	mg/L		
ジクロロメタン	mg/L		
四塩化炭素	mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L		
チウラム	mg/L		
シマジン	mg/L		
チオベンカルブ	mg/L		
ベンゼン	mg/L		
セレン及びその化合物	mg/L		
ほう素及びその化合物	mg/L		
ふっ素及びその化合物	mg/L		
1, 4-ジオキサン	mg/L		
フェノール類	mg/L		
銅及びその化合物	mg/L		
亜鉛及びその化合物	mg/L		
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L		
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L		
クロム及びその化合物	mg/L		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
（横出し規制項目）			
備考			
水質分析者（機関）名			

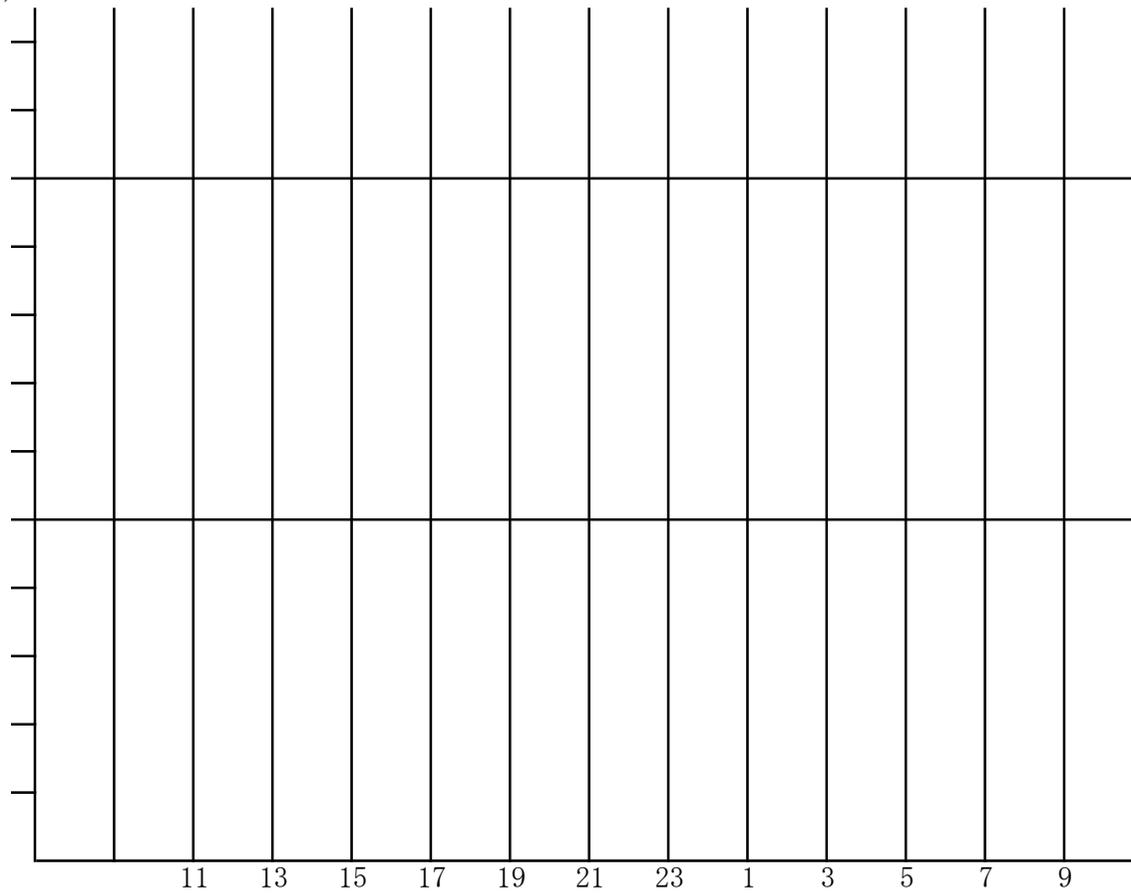
※鉱油類と動植物油脂をそれぞれ分析した場合はそれぞれの欄に、まとめて分析した場合は一番上の欄に記入する。

作成担当者名： 所属課係名： 電話： （内線 ）

別添図

流量変動図

下水量
(m^3/h)



市 町 名 :

処 理 分 区 名 :

測 定 年 月 日 :

下水量 ($m^3/日$) :

測 定 方 法 :

計 算 式 :

時間 (時)